

施策の柱		施策・取組の概要	実績及び効果	推進する上での課題	今後の方針
推進施策	取組名				
1 人材の育成・活用					
①地域における指導者の育成					
	ぐんま環境学校(エコカレッジ)	地球温暖化、環境保全、廃棄物・リサイクルなどの基礎講義やリサイクル実習、尾瀬フィールドワークなどをとおして、環境に関する基礎知識やボランティア活動を幅広く学習・体験し、地域の環境学習又は環境活動を自ら主体的に実践できる人材を育成する。 また、取組を行動にしていくための調整・促進役を育成する。	講義内容:公害防止、気候変動、エネルギー、廃棄物対策、尾瀬ボランティア講座、育樹作業、リサイクル実習等 講座回数:9回(6月から12月) 受講者数:19名(修了者数:15名) 各修了生が日常生活において、講義で学習したごみの分別や環境に配慮した消費生活を実践している。また、環境アドバイザーや環境学習サポーターに登録して活動を始めた人、地域の清掃活動や所属する団体の活動で環境活動を積極的に行っている人材を輩出している。	修了生の修了後の支援の方法について検討が必要。本事業の修了後は、自由な活動を行うことになっている。地域で活動している人もいるが、活動が地域に広がっていないケースもある。	修了生が個人の活動から地域の活動への一歩を踏み出すためのきっかけとして、修了生は終了後、環境アドバイザーに登録することとする。 また、30年度のカリキュラムに地域環境学習を組み込むことで、環境ボランティアとのつながりをつくり、修了後の環境活動の実践につなげる。
	緑のインタープリター制度	森林や自然に対する県民の関心と理解を深めるためには知識・ノウハウのある指導者が不可欠である。 ぐんま緑の県民税を導入し、フォレストリースクールや緑の少年団育成等の森林環境教育に係る各種事業の活性化を図るため、それぞれの事業ニーズにあった指導者を安定的に供給できる体制づくりを行う。	指導者登録制度を開始するとともに、指導経験者対象の養成講座を実施し24名の「緑のインタープリター」を養成した。	高齢化等による指導者不足や講座メニューの多様化、指導対象の拡大などの要望に対応する必要がある。	指導者の計画的な養成による登録者数の増加や指導対象の拡大、ぐんま緑の県民基金事業「市町村提案型事業」への講師派遣など多面的な活動を推進していく。
②地域で実践している人材の活用					
	群馬県地球温暖化防止活動推進員	地球温暖化対策の推進に関する法律第37条に基づき、知事が市町村等の推薦者に地球温暖化防止活動推進員を委嘱している。推進員は地域において地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに対策の推進を図るための活動を行っており、県は情報提供や研修等を行うことにより活動支援をしている。	県内各地において、群馬県地球温暖化防止活動推進センターが実施している「出前講座」の講師を務めることや、県作成の家庭でできる温暖化防止対策に関するリーフレットの周知・配布を行うことなどにより、温暖化対策が図られた。 地区別研修会の開催や推進員ニュース発行により、推進員への情報提供や資質向上を図った。 ・出前講座:44回開催・地区別研修会:6回開催・推進員ニュース:3回発行	ボランティアであることから、具体的な活動内容を見いだせず、活動が消極的になってしまう推進員もいる。	地球温暖化防止活動推進員の制度自体の周知に努めるとともに、市町村の事業等、推進員の活動が期待されている事業への積極的な参加を図るため、市町村との連携強化・情報共有を図り、活動の契機となるような情報を提供していく。
③学校における指導者の養成					
2 参加の場や機会づくり					
①家庭・地域・事業所での環境学習等に対する支援					
	環境アドバイザー制度	環境問題は、様々な広報媒体を通して広く知らされているところであるが、その意識を行動にして実際活動する機会に限られている。環境リーダーとしてのアドバイザーの支援や育成を通しての環境保全活動の充実が求められている。環境に責任を持つ人づくりに向けて、環境倫理の醸成のための普及啓発活動や地域における県民一人一人の環境保全への取り組みや組織活動の充実を図る。	群馬県環境アドバイザー連絡協議会を母体とした自然、温暖化、ごみ、広報の3部会1委員会の定期的な活動を通して、アドバイザーとして環境保全意識の向上が図られた。 また、県廃棄物・リサイクル課と共催で「みんなのゴミ減量フォーラム」を開催し、環境活動を盛り上げている。 ・みんなのゴミ減量フォーラム:100人参加	3年に一度の登録更新時に、アドバイザー登録数が減少するため、アドバイザーとして活躍していける新たな人材を探す必要がある。さらに、登録者の高齢化が進んでおり、若い世代の人材発掘と育成が必要である。 また、地域ごとでアドバイザーの活動内容・量ともに大きなばらつきがあるため、群馬県環境アドバイザー連絡協議会の組織自体の改革が必要である。	アドバイザー制度自体の周知を図り、登録者を増加させていく。また、周知する場所や方法をより工夫して若い世代にも知ることができるようにしていく。魅力ある研修の機会を設け、アドバイザー自身の資質の向上を図っていく。受動的ではなく進んで参加できる研修の方法を考えていく。
	ぐんま3R宣言	県民や県内事業者が自ら、3R行動を日々意識的に取り組めるよう、宣言という形で気軽に意思表示するための仕組み。宣言者は、自分だけの宣言書が手に入る。平成25年3月に群馬県環境情報サイトECOぐんまのホームページに特設ページを設けて、宣言の申込みを随時受け付けている。平成29年度のコンテンツ改修により、子ども向けのぐんま3R宣言のページを設けた。 このほか、自治体等のイベントに出張ブースを設け、来場者にその場で3R宣言をしてもらっている。	平成30年3月末時点2,729人 うち、環境アドバイザーなどの協力による宣言者 平成29年度538人	宣言後も継続的に取り組んでもらうための、仕組みづくりも必要とされる。	広報等により、本制度の趣旨を周知し、県民や県内事業者に対する宣言の呼び掛けを継続する。地域のつながりを持つ環境アドバイザーなどの協力を得て、引き続き宣言者を募る。イベントに出張し、来場者にその場で3R宣言をもらう。

施策の柱		施策・取組の概要	実績及び効果	推進する上での課題	今後の方針
推進施策					
取組名					
②学校での環境学習に対する支援					
	尾瀬学校	群馬の子どもたちが一度は尾瀬を訪れて質の高い自然体験をすることにより、自然保護の意識を醸成するとともに、郷土を愛する心を育むことを目的として、小中学校が尾瀬において少人数のグループでガイドを伴った環境学習を実施する場合に補助金を交付している。	小中学校あわせて131校 9,856人が尾瀬学校に参加した(うち小学校70校3,549人、中学校61校6,307人)。尾瀬学校実施後のアンケートでは「新しい発見や感動があった」と回答した児童生徒が92%であり、子どもたちの自然に対する興味・関心の向上が図られた。	ほかの学校行事との競合、地理的問題などから実施校数が伸び悩んでいるため、尾瀬における環境学習の魅力や、宿泊実施、特に山小屋の利用についてさらに周知を行う必要がある。また、ガイド内容にばらつきがみられるため、説明内容の充実化を図る必要がある。	未実施校等に対して尾瀬学校の魅力をPRし、参加者数増加を目指す。また、H29に作成したガイド用ハンドブックに準拠したガイド内容の浸透を図り、継続実施してもらうための基盤強化を図る。
	動く環境教室	環境問題を科学的かつ体験的に理解するために環境学習教材を搭載した移動環境学習車(エコムーブ号)を、研修を済ませた環境学習サポーターとともに、小中学校等に派遣する(「動く環境教室」事業)する。	移動環境学習車「エコムーブ号」の利用を活用し、児童生徒等に対して体験型の環境学習の機会の提供を行った。移動環境学習車「エコムーブ号」は、利用件数88件であった。学校等80件、行政主催のイベント7件であり、活動サポーター数延べ256名と、学校を中心に県内で広く利用され、環境学習の推進を行うことができた。	移動環境学習車「エコムーブ号」を活用した「動く環境教室」事業は、教育委員会との連携により、多く活用されている。より効果的な学習プログラムへの更新や、地域によって偏って登録している環境学習サポーターの確保が課題となっている。	より魅力的で効果的な動く環境教室を目指すため、児童生徒にとってよりわかりやすく効果的なプログラムを作成するとともに、環境学習サポーター研修や環境人材育成により、人材を確保するとともに、事業の活性化を図る。
	フォレストリースクール	森林の持つ機能や働き、環境問題等との関連についての講義や体験活動を小・中学校の児童・生徒を対象に広く行うことにより、子ども達に森林や緑化の重要性を認識させ、森林保全や環境保護への意識啓発や理解促進を図る。	各学校からの事業要望を県が調整し、緑のインタープリター等の講師を派遣し、森林や環境に関する講話や学校周辺の自然を活用したフィールドワーク、教員の研修等を実施した。42校(全63回)参加児童生徒数は2,807名となった。	講師派遣型と森の仕事の体験教室の2本立てで行っているが、前者は、順調に参加校数が増加している。数だけではなく、質の向上も図られている。後者は、毎年同じ学校からの要望があり、減少傾向にある。高齢化等による指導者不足や学校要望(講座メニューの多様化)、指導対象の拡大などの要望に対応する必要がある。	学校要望に沿ったプログラム開発と事前指導(事前の打ち合わせ)の充実を図るとともに、この事業のよさを広くPRしていきたいと考える。
③体験の機会の場づくり					
	体験の機会の場	体験の機会の場とは、土地又は建物の所有権又は使用収益権を有する国民や民間団体が、その土地又は建物で提供する自然体験活動等の体験の機会の場について、県知事の認定を受けることができる制度。認定を受けた体験の機会の場は、取り組みを実施する自然体験活動等に公的な信頼性が得られ、イメージアップに繋がり、県民が環境学習に参加する機会を増やす効果がある。	体験の機会の場の認定制度は平成24年度から施行され、中核市である前橋市が平成25年度に1件の認定を行った。県では前橋市の体験の機会の場の認定をサポートし、また、この制度の認知度を上げるためにPR資料等の作成を行い引き続き支援している。平成29年度は(株)チノ(藤岡市)の体験の機会の場の認定に向けて、同社及び高崎経済大学と当県の産学官連携で、同社ビオトープを環境学習のフィールドとする環境学習プログラムの共同研究を行った。	体験の機会の場の認定制度は、公的な信頼性を得てイメージアップすることができるのが強みであるが、認定を受ける者に対するその他のメリットがない。このことから、何らかの仕組みと組み合わせで推進していくことが課題。	体験の機会の場の認定に適した県内事業者の調査を実施する。また、市町村にも同制度の周知及び積極的な活用を呼びかけ、体験の機会の場の認定に適した事業者の情報収集を行う。
④環境学習等の拠点の活用					
	森林学習センター	森林の持つすぐれた環境と森林学習施設を通じ、森林の機能及び林業に関する県民の理解を深め、自然環境への意識向上を図ることにより、県民参加の森づくりや林業振興へとつなげる施設として重要な機関である。研修会等の林業普及、森林環境教育及び森林ボランティア育成のための拠点施設であり、森林ボランティア用機材の保管、貸出しやNPO法人の事務局などとしても活用している。	森林に関する知識や技術の取得、保養休憩の場を県民に提供し、森林の機能や重要性の理解と自然環境への意識の向上を図った。森林環境教育の拠点として、親子対象の森林学習教室や自然観察会、自然講座、指導者養成講座等を開催し前年度以上の参加を得た。	自然環境への意識向上や県民参加の森づくりを推進するための活動を展開する上で、施設の知名度を向上させ利用者増を図る必要がある。	県民に森林の機能や林業に関する知識の理解、習得を図る施設として適切な管理運営を行うとともに、森林観察会等の行事については、県民が足をはこびたいような工夫やニーズを取り上げて実施する。緑化推進課のサポート体制を強化する。
3 プログラムの整備					
①学習教材の開発					
	動く環境教室プログラム数	県民一人ひとりが、環境問題や自然についての知識を得たり、体験、調査、遊びをとおして関心を高めることに加え、一歩進んで環境問題の原因を追究し、これを解決するための具体的な行動に取り組むことが必要である。このことから、身近な問題を取り上げて環境活動へ関連づけを行い、環境と私たち社会のあり方について自ら考え、環境学習を行う者の主体的な取組につながるようなプログラムの整備を行う。	平成29年度は6分野の学習プログラムを提供することができ、平成29年度の動く環境教室では87回実施され、累計158のプログラムが受講された。身近な環境問題から子どもたちに実施可能な環境保全活動へと関連づけられた。	動く環境教室での学習は学校教育における教科横断的な学習であり、総合的な学習をはじめとして、各教科の学習指導要領に沿った内容で提供していく必要がある。	ライフステージに応じた環境学習による教材を提供するため、未就学児・小学校低学年向けなど、これまで作成できなかったプログラムの開発や自然の成り立ちやエネルギー問題などこれまでなかったプログラムの開発を行う。
②県民による各主体毎の実践例の共有					

施策の柱		施策・取組の概要	実績及び効果	推進する上での課題	今後の方針
推進施策	取組名				
4 連携・協働の取組					
①あらゆる場・主体・施策をつなげる					
	連携・協働取組	<p>環境学習は家庭・学校・事業所・地域等各主体の自発的な取組が、連携・協働していくことによってより大きな成果を得ることができ、協働・交流の場の中で各主体の相互理解が生まれ信頼関係を醸成するため連携・協働取り組みを行う。</p>	<p>平成29年度は(株)チノー(藤岡市)の体験の機会の際の認定に向けて、同社及び高崎経済大学と当県の産学官で連携し、同社ビオトープを環境学習のフィールドとし、環境学習プログラムの共同研究を行った。</p>	<p>各主体が連携・協働することができる場を提供する上で、各主体の実情や要望などの把握が必要。また、こうした内容を提供できる場の把握も必要である。</p>	<p>平成29年度に、産学官((株)チノー・高崎経済大学・群馬県)の共同研究で開発した環境学習プログラムを活用し、同社ビオトープを体験の機会の際に認定することで、環境学習の場を設けるとともに、県民に広くPRを行う。 また、この度、産学官共同研究で開発した環境学習プログラムの事例を展開し、他事業者でも同様の取組が行えるよう、協力事業者の発掘調査を行う。</p>
②情報の集約・発信					
	環境情報ホームページ「エコぐんま」	<p>県民の環境に関する理解を深めるため、群馬県環境情報ホームページ「ECOぐんま」を運用し、県内の環境に関する情報を発信する。</p>	<p>平成29年度は、環境に関する活動を実施している団体の紹介、県主催のイベントの告知、環境学習資料等を掲載し、県民の環境に対する理解が深まった。 ・平成29年度総セッション数 43,822</p>	<p>より多くの人に環境に対する理解を深めてもらうため、環境に関する最新の情報を継続的に掲載していく。 また、閲覧数を増やすため、ホームページの知名度の向上を図る。</p>	<p>最新情報の掲載に努め、環境に関する県の施策に加え、環境美化など県民の取組も積極的に発信していく。 県民が、本県の良好な環境の重要性を再認識し、自ら環境保全の主体となるような取組につながるよう掲載内容を充実させる。</p>
5 普及啓発					
	①環境にやさしい啓発イベント等				
	②表彰等による環境活動の促進				